

平成22年 7 月宮崎県臨時県議会  
環境農林水産常任委員会会議録

平成22年 7 月21日

場 所 第4委員会室

平成22年 7月21日（水曜日）

午前 9 時59分開会

会議に付託された議案等

- 議案第 1 号 平成22年度宮崎県一般会計補正  
予算（第 6 号）
- 環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査
- その他報告事項
  - ・口蹄疫対策に係る環境森林部の主な取組について
  - ・エコクリーンプラザみやざき問題について
  - ・梅雨前線豪雨による被害状況及び被害箇所の復旧について
  - ・梅雨前線集中豪雨による農業関係被害について
  - ・口蹄疫に係るスケジュール等について

出席委員（8人）

|     |   |    |    |
|-----|---|----|----|
| 委員  | 長 | 十屋 | 幸平 |
| 副委員 | 長 | 河野 | 安幸 |
| 委員  |   | 緒嶋 | 雅晃 |
| 委員  |   | 福田 | 作弥 |
| 委員  |   | 星原 | 透  |
| 委員  |   | 権藤 | 梅義 |
| 委員  |   | 徳重 | 忠夫 |
| 委員  |   | 高橋 | 透  |

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境森林部

|                 |    |    |
|-----------------|----|----|
| 環境森林部長          | 吉瀬 | 和明 |
| 環境森林部次長<br>（総括） | 豊島 | 美敏 |
| 環境森林部次長         | 黒木 | 由典 |

（技術担当）

|                  |    |     |
|------------------|----|-----|
| 兼 参 事 長          | 金丸 | 政保  |
| 環境森林課長           | 佐藤 | 浩一  |
| 計画指導監            | 橋本 | 江里子 |
| 環境管理課長           | 福田 | 裕幸  |
| 循環社会推進課長         | 森  | 房光  |
| 自然環境課長           | 河野 | 憲二  |
| 森林整備課長           | 徳永 | 三夫  |
| 山村・木材振興課長        | 小林 | 重善  |
| みやざきスギ<br>活用推進室長 | 水垂 | 信一  |
| 工事検査監            |    |     |

農政水産部

|                      |     |    |
|----------------------|-----|----|
| 農政水産部長               | 高島  | 俊一 |
| 農政水産部次長<br>（総括）      | 緒方  | 哲  |
| 農政水産部次長<br>（農政担当）    | 押川  | 延夫 |
| 農政水産部次長<br>（水産担当）    | 関屋  | 朝裕 |
| 農政水産部参事<br>（口蹄疫対策担当） | 永山  | 英也 |
| 農政企画課長               | 上杉  | 和貴 |
| ブランド・<br>流通対策室長      | 加勇田 | 誠  |
| 地域農業推進課長             | 山之内 | 稔  |
| 連携推進室長               | 山内  | 年  |
| 営農支援課長               | 井上  | 裕一 |
| 消費安全企画監              | 工藤  | 明也 |
| 農業改良対策監              | 戸高  | 憲幸 |
| 農産園芸課長               | 郡司  | 行敏 |
| 畜産課長                 | 児玉  | 州男 |
| 家畜防疫対策監              | 岩崎  | 充祐 |
| 農村計画課長               | 三好  | 亨二 |
| 国営事業対策監              | 宮下  | 敦典 |
| 農村整備課長               | 宮川  | 賢治 |
| 工事検査監                | 溝口  | 博敏 |

|          |      |
|----------|------|
| 水産政策課長   | 鹿田敏嗣 |
| 漁業調整監    | 成原淳一 |
| 漁港漁場整備課長 | 山田卓郎 |
| 漁港整備対策監  | 永野 広 |
| 総合農業試験場長 | 申間秀敏 |
| 県立農業大学校長 | 服部修一 |
| 畜産試験場長   | 紺家久資 |
| 水産試験場長   | 那須 司 |

---

事務局職員出席者

|         |       |
|---------|-------|
| 議事課主査   | 花畑修一  |
| 政策調査課主査 | 坂下誠一郎 |

---

○十屋委員長 ただいまから、環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

---

午前10時1分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

本委員会への報告事項について説明をお願いします。なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いします。

○吉瀬環境森林部長 環境森林部でございます。よろしく申し上げます。

それでは、座って説明させていただきます。

まず初めに、口蹄疫についてでございますが、7月18日には、川南町を中心とする児湯地域の移動制限及び搬出制限が解除されまして、順調

にいけば今月の27日には県下全域で制限を解除できる見込みであります。一方で、今回の口蹄疫によりまして本県のあらゆる分野に大きな影響が及んでおるところでございます。環境対策や経済活動の停滞、あるいは雇用・生活の不安など、さまざまな課題が生じておるところでございます。環境森林部といたしましても、一日も早い口蹄疫の終息と本県の再生・復興のため、職員が一丸となって全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも環境農林水産常任委員会の皆様の御理解と御支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております環境農林水産常任委員会資料の表紙をごらんいただきたいと思っております。

本日は、6月の常任委員会において御報告しました以降の口蹄疫対策に係る環境森林部の主な取り組みについてと、最近のエコクリーンプラザみやざきの問題について、さらには、6月中旬から豪雨が続けておりましたけれども、その被害状況及び被害箇所への復旧等についての3件を御報告いたします。

私からの説明は以上であります。詳細につきましてはそれぞれの担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○金丸環境森林課長 常任委員会資料の1ページをお願いいたします。口蹄疫対策に係る環境森林部の主な取り組みにつきまして、6月の常任委員会以降の状況を御報告申し上げます。

まず、(1)の製材工場等への対応についてあります。日向・児湯地区の製材工場等におきましては、畜産用の敷料として供給しておりますおが粉が取引停止となったことによりまして、生産調整を余儀なくされるなどの影響が見られたところでございます。このため、県では、製

材工場等の円滑な操業に向け、関係機関と連携して必要な対策を推進しているところであります。まず、おが粉等の一時的な保管場所として、日向市に屋内3カ所、屋外2カ所、延べ面積約9,500平方メートルを確保いたしました。具体的には、旭化成の倉庫とか、耳川木工団地などでありまして、無償で保管場所とさせていただいたところでございます。また、埋却地へのおが粉供給を円滑に進めるため、日向・児湯地区の製材協同組合等3カ所に供給受け付け窓口を設置し、この受け付け窓口におきまして、各埋却地に供給するおが粉の必要量の把握あるいは供給の調整を行ったところでございます。その結果、表にありますように、埋却地へのおが粉供給量は、7月12日現在で、3市5町合計で6,175.5立方メートル、重量に換算いたしますと1,544トンとなっております。また、③にありますように、おが粉等を敷料以外の用途として活用するため、日向市のリサイクル施設や川南町の鶏ふん発電施設をあっせんし、約1,300トンがエネルギー源として利用されております。

これらの取り組みによりまして、製材工場等の操業について危機的な事態は回避されたところでございますが、口蹄疫終息後におきましては、埋却地におけるおが粉の需要が大きく減少することになりますので、引き続き関係機関と連携し、おが粉の有効利用に努めてまいりたいと考えております。

次に、(2)の埋却地及び周辺地域の環境対策についてでございます。埋却地からの悪臭及び水質への影響が懸念されるため、関係市町、農政水産部及び福祉保健部と協力して対策を実施しております。

まず、悪臭につきましては、家畜の埋却後数日で体液等が地表へ流出し、悪臭の発生が確認

された地点がありました。このため、体液等の流出防止対策といたしまして、埋却時におが粉等を使用するとともに、悪臭発生箇所につきましては、消石灰の散布や覆土などの対応を行ったところでございます。

また、地下水につきましては、現在、埋却地周辺の井戸の水質調査を行っているところであり、調査項目といたしましては、pH、有機物等、臭気、カルシウムイオンなど13項目であります。埋却による地下水への影響を確認するため、今後3カ月に1回程度継続して調査を実施することとしており、調査の結果に何らかの異常が確認された場合には、井戸所有者に対する指導など適切に対応してまいりたいと考えております。

③の河川につきましては、消石灰や消毒剤が仮にそのまま河川に流れたといたしましても、希釈されるため、影響はないものと考えております。また、現在まで死魚事故等の報告はございません。なお、水質汚濁防止法に基づきまして定期的に河川等の水質調査を行っているところでございます。

今後も引き続き、関係市町などと連携して適切に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

**○福田循環社会推進課長** 委員会資料の2ページをごらんください。エコクリーンプラザみやざき問題について御報告いたします。

まず、(1)環境整備公社が提訴した業者への損害賠償請求訴訟についてであります。去る7月9日に第1回裁判が開かれ、公社と三井住友建設の代理人の出席のもと、訴状及び答弁書の陳述が行われました。被告側はいずれも請求の棄却と訴訟費用の公社負担を求めていますことから、裁判は全面的な争いとなります。次回

は9月24日に開催され、請求原因に対する被告側の認否が行われる予定であります。なお、被告のうち、所在不明の竹盛工務店につきましては、訴状の送達ができなかったため、公示送達の手続がとられたと聞いております。

次に、(2)の浸出水調整池補強工事の進捗状況についてであります。右のページ、3ページになりますが、「現場便り第15号」をごらんください。これまでに、平面図の左側の部分、1-1水槽と1-2水槽と記載してある区域の底版コンクリートの打設を完了し、現在、同じく1-1水槽及び1-2水槽区域の縦げたと、図面中央になりますが、2水槽と記載してある区域の底版の鉄筋組み立てを施工中であります。梅雨時期の作業で工事の進捗に影響が出ていると聞いておりますが、公社では、安全・安心の確保のため、品質管理を第一としながら、11月末の完成を目指して全力を挙げて工事に取り組んでいるところであります。なお、6月末時点の工事進捗率は48.3%となっております。

最後に、(3)の浸出水処理水の下水道放流についてであります。下水道接続に係る実施設計が6月末に完了しましたことから、公社では年内着工に向けて法手続に係る具体的な協議を開始したところであります。以上であります。

**○森自然環境課長** 常任委員会資料の4ページをごらんください。6月17日以降、断続的に続きました梅雨前線豪雨による被害状況及び被害箇所への復旧について御報告いたします。

まず、(1)の被害状況でございます。今回の豪雨では、表の一番下の計の欄にありますとおり、12市町村、48カ所、7億9,500万円の被害が発生しております。その内訳といたしましては、山地災害が7市町村、14カ所、5億4,500万円となっております。被害の形態といたしまして

は、山腹崩壊が9カ所、人家裏等の比較的小規模な崩壊が5カ所となっております。また、その下の林道施設災害におきましては、6市町村、34カ所、2億5,000万円となっております。被害の形態といたしましては、林道のり面の崩壊が多くを占めております。

これらの復旧につきましては、(2)にありますように、①の山地災害につきましては、地域住民の安心・安全を確保する上で特に緊急を要する箇所から、国とも協議を進めながら、災害関連緊急治山事業などを活用しながら早期復旧に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、②の林道施設災害につきましては、林道施設災害復旧事業により、管理者であります市町村が復旧することとなっております。9月までに国の災害査定を受けまして、事業費の決定後、緊急性の高い箇所から工事着手できるよう市町村と協力して取り組んでまいりたいと考えております。

なお、右の5ページには、主な被害状況といたしまして、山腹崩壊、人家裏の崩壊、林道のり面の崩壊状況などの写真を添付しております。

自然環境課からの報告は以上でございます。

**○十屋委員長** ありがとうございます。執行部の説明が終了いたしました。質疑はございませんか。

**○榎藤委員** これは農政のほうになるのかどうかかわからないんですが、埋却後におがくずを50センチ敷くという話はこの前ありましたが、木酢液等については、消毒剤としてある企業が無償で提供したわけですね。そうしたら、その分がただならということで、金額換算で約1億ぐらゐの提供になったというふうに聞いているんですが、それが有効なものであれば、事後処理

のにおいとかそういうもの等を検討してもらって、農水省の指定品目になれば、提供した企業も事業取引ということで報われる点があるんじゃないかと。一部聞いておるのは、北浦湾のハマチ養殖のヘドロ対策等に有効だということに使っているというふうに聞いているんです。そういったものが環境対策として有効かどうかということは、これは国が認定するのかどうか手続については私は十分わからないんですが、一部聞いているのは、木酢液の効果というのはあるということを知っているんです。そこら辺が事後の環境対策として有効な手段であれば、農政と一緒に国への手続等をとってもらうことがいいんじゃないかというふうに思いますので、これは質疑というよりも要望に近いことですが、ぜひ検討していただきたい。

**○十屋委員長** 要望ということで。

**○緒嶋委員** 口蹄疫は終息に近づいておるということは大変ありがたいことでありますけど、この前も言いましたけど、今後は環境問題をどううまく処理していくかというのが大きな課題になってくると思うんです。その中で環境森林部が中心的な役割を担うということになると思うんですけれども、今のところ、ある程度近隣住民の不安とか不満を解消するということについては、今やっておる対応で十分なわけですか。これで地域の皆さん方の納得というか、理解は得られるのかどうかというのが懸念されるわけです。特に今後梅雨が明けて気温が上がれば、悪臭の面で相当影響が出てくるんじゃないかという気がしてならんわけですが、そのあたりはどのように考えておられるか。

**○橋本環境管理課長** おっしゃるとおり、悪臭につきましては、これまで埋却地の多い川南町や都農町などにおきまして、住民の方から悪臭

がするというような苦情等は来ているところでございます。それにつきましては、先ほど説明にありましたとおり、今のところは、消石灰や覆土などによりまして悪臭はおさまっているということでございますが、今、委員のほうからお話ありましたとおり、今後気温が高い状態の中で、土の中に埋まっております家畜が腐敗することによって別の悪臭が生じてくるのではないかと懸念がされるところでございます。我が国といたしましては、これだけ多くの家畜を土の中に埋めるということはこれまで例のなかったことでございますので、果たして悪臭がどのような時期にどのような規模でと申しましょうか、どのような範囲において発生するのかどうか、それについては今のところまだ予測がつかない状況でございます。県としましては、悪臭の専門家の方や国等とも相談いたしまして、どのような対策を講じたらいいのかということ、今後悪臭が発生した場合には相談しながら対応していきたいというふうに考えております。

**○緒嶋委員** 悪臭対策は、基本的に県がやるか市町村がやるか、私は責任は国にあると思うんですが、当事者としては県がやるべきなのか、市町村がやるべきなのか。当事者としてはどこが中心でやるべきなんでしょうか。

**○橋本環境管理課長** 悪臭対策はどこが責任を持つかということでございますが、これにつきましては、私どもとしては、先生おっしゃいましたように国がというふうに今のところは考えているところでございます。ただ、国のほうから予算がどの程度出していただけるのかということが現段階ではわかっておりませんので、それにつきましては要望を行っていきたく思いますし、当面、場合によりましては、県と市町とで分担することもあり得るのかなというふう

に考えているところでございます。

**○緒嶋委員** ことしだけで終わることではなく、数年間こういう問題は続くだろうと思うわけです。耕作するにしても3～4年は耕作地として利用できないということであれば、今後、口蹄疫がいつまたこういうふうが発生するかわからんわけですが、そういう中では、すべての意味が試行錯誤しながらモデル的なものをつくっていかにかいかなんと思うんです。そうなると、やはり市町村とも連携をとりながら、3カ月に1回調査するということがなくて、適宜そういう対応をしながら住民の不満をできるだけ解消していかなければ、再度口蹄疫が発生した場合には、埋却地の選定そのものも困難をきわめるんじゃないか。国有地とか県有地を提供しますといっても、それが本当に適当かどうか、また、地理的、距離的な問題でどうにもならないところが多いわけですので、すべての意味でやはり地域住民の視点から物を見ながら対策を立てなければ、今後大変なことになる。そういうふうな気がしますので、これについては十分そういうものを判断しながら、県の指導力、また、国・県・市町村の連携を十分図りながら、住民の不満、また、環境に対するいろんな心配等がないように、万全の対策を立ててほしいということをお願いしておきます。

**○福田委員** おが粉の処理について大変御苦労いただいたんですが、3番目の埋却地以外の利用、エネルギー利用で1,300トン、かなり大きい数量が出ているわけですが、これはコストを無視しての利用だったのかどうか、その辺をお聞きしたいんです。

**○小林みやざきスギ活用推進室長** ③に書いておりますリサイクル施設、鶏ふん発電所の施設につきましては、おが粉や背板等を無料で引き

取っていただくというようなことになっております。

**○福田委員** ここで気づいたんですが、本県は今ペレット化について一生懸命なんですけど、もちろんペレットとして使う利用もたくさんあると思いますが、私は、ペレットの先進の岡山あたりの工場を見ましたとき、自社工場では、ペレット化する前のおが粉状態で工場の燃料として利用している。私は大変興味がありましたから、工場の責任者や役員にお聞きしたら、ペレットにするとかなりコストが高くなると。エネルギーとして、熱源として使うためには、ペレット化する前の状態で使うほうが非常にコストが安くて効率的にもいいと。問題は貯留タンクですね、かさばりますから、貯留タンク等をセットすれば、大変燃料効率のいい、コストの安い燃料になるということでした。残念ながら今、石油製品価格が下がりましたから、ペレットに対する期待といいますか、需要が非常に細々としたものになっていますね。いつの時代もエネルギー転換というものは対石油コストの比較で比べられますから、なかなかうまくいかないんですが、本県は未来永劫に木材の生産地として端材、のこくずが出てまいりますから、コストのかからない利用方法、しかも受け手でたくさん利用できるハウス園芸地帯等ありますから、その辺はもう一回農政と相談をして勉強してもらいたいなど。農政にも何回か提言しました。ペレットにして使う状態では、やはり対石油との価格競争、エネルギーのコストに負けるというふうに考えていまして、ペレット以前で使えばかなり優位性が出てくるのではないかと。問題は貯留タンク、非常にかさばりますから、そういう問題等があると思いますから、提言をしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○**小林みやぎきスギ活用推進室長** ただいま委員から御指摘のありましたとおり、ペレットに木材を加工する場合はコストがかかりますので、J-POWERが小林にペレット施設をつくるものにつきましては、今後、発電された電力について固定買い取り制度といったようなことで、ある程度高い価格で引き取っていただけるというようなことを目指して取り組んでおりますので、それはそれで取り組んでまいりたいというふうに考えておりますが、一般発電所施設につきましては、木質のチップ等あまりコストのかからないものでエネルギー利用していくというような方策を考えて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○**福田委員** もう一点、直接きょうの資料には関係ございませんが、エコクリーンの補強工事が着々進んでいることに対しましては、地元としては大変心強く思っております。そこで、今回の口蹄疫に関しまして、緊急避難的に内臓や骨の処理を一時期お願いしたわけではありますが、その結果、量的には、途中で出荷促進地域の出荷が2回か3回でとまりましたから、効果のほどは余り出てきていないわけではありますが、どういう状況であったか、その辺をお聞きしておきたいんです。

○**福田循環社会推進課長** 前回の委員会で御報告しましたように、5月31日から内臓物等の残渣の受け入れを開始しておりますが、内臓物が入ってきたのは、6月10日を最後にしまして6月11日以降は受け入れておりません。搬出されてこなかったということですが、結果的に全体の量としてはトータルで24トンぐらいの残渣が入ってきております。以上であります。

○**福田委員** そこで、エコクリーンが使えることが証明されたわけですね。将来こういう事態

が起こらないとも限りません。これは県と関係市町村の共同施設でございますが、ぜひそのあたりについては対応を考えてもらいたいと思うんです。10数年前にイギリスでBSEや口蹄疫が発生したとき、ここに権藤委員がおられますが、調査と一緒にいったんです。鶏ふん発電所を変更して、構造を変えて、当時BSEで大きな問題であった肉骨粉の処理をやっていました。それは説明しなかったけれども、僕は一見してわかりました。家畜飼料に混入しておいた肉骨粉の処理を、鶏ふん処理をやめてやっているなど。そういうことを外国でもやっているようであります。私も畜産県でありますから、いつでも対応できるような施設として考えを固めていただきたいと、こういうふうに考えているわけですが、いかがですか。

○**福田循環社会推進課長** 今回の動物残渣の受け入れもありましたし、以前は、鳥インフルのときの処分についてもエコクリーンプラザを利用されております。受け入れに当たっては、施設の能力の問題とか地元の皆さんの御理解ともろもろの問題がございます。この先、こういった事態がないにこしたことはないんですけども、可能性としてはございますので、そうなったときに、施設としてでき得る限りの協力というかそういうものができるように、そこは十分に考えていきたいというふうに思っております。

○**徳重委員** 先ほど課長から、地元から悪臭とかそういった苦情的なものは出ていないということでしたが、そのように理解していいんですか。

○**橋本環境管理課長** 悪臭の苦情につきましては、川南町、都農町等におきまして、住民の方から数10件程度あるというふうに聞いております。あったということがございます。現在につ

きましたは、ないと、おさまったということでございます。

○徳重委員 なぜおさまったんですか。

○橋本環境管理課長 悪臭につきましては、まず、埋却後数日程度で地中の牛や豚から血液等の体液が地表に流れ出てきて、それが腐敗することによって悪臭が発生したというようなことではございました。それにつきましては、消石灰や覆土等によりまして対応いたしましたところ、悪臭はおさまったということでございます。体液につきましては、その後、一時的に出た例はありますが、時間の経過とともにそのような例はなくなったということで、したがって悪臭も減ってきたということでございます。

○徳重委員 私は都城ですが、よく耳にしますんですけど、都農、川南、10号線を通ると異様なにおいがしますと、我々はすぐ感じますと。地元の方は、自然体の中でといいますか、なれというんでしょうか、そういったものもあるのかなという気がするものですから、本当にそんなに簡単におさまるものか、石灰をまいたぐらいでおさまるものかなという気がするんです。そういう声を聞いているんですけど、いかがでしょう。

○橋本環境管理課長 埋却地につきましては、関係の市や町、それから県も一部行っておりますが、時々巡回という形で現状の確認をしているところでございます。それによって悪臭が確認されたところにつきましては、先ほど申したような対応をしているところでございます。

○徳重委員 実は、ある方が私のうちに相談に来られたんです。埋却されている牛、豚を熱を与えて炭化してしまうと。そういう実験というか、可能ですとっておいでになった方がいらっしゃいまして、一応都城市のほうには紹介をし

たんです。600度ぐらいの熱を地中に送るんだそうです。それで炭化してしまうんだそうです。においも出なくなると。ダイオキシンを中心とした処理をしている企業だそうですが、そういった話はないものかなと。頭数の多いところは別として、少ないところの埋却地なんかはそういったものを作って処理していくという方法もあるのかなと思ったんですが、そういう話は聞いていらっしゃるいませんか。電熱というような言い方をされたと思っているんですけど、パイプを打ち込んでそこに熱を送り込む。600度ぐらいに上がるんだそうです。牛、豚が炭化してしまうというような言い方をされておりました。もちろんお金は要りません、試験的にやらせてくださいということでおいでになったんですけど、ダイオキシンを処理する日本でも大きな事業所だったと思っているんです。ほかに方法は今のところ考えていらっしゃるんですか。埋却したそのままの状態ですと置くという考え方ですか、今の県の考え方。

○十屋委員長 どなたかお答えできますか。先ほど言った施設なり技術を御存じなのかということ、今言われた対策を続行していかれるか。この2点について。

○金丸環境森林課長 今、徳重委員がおっしゃった話については、環境森林部としては伺ったことはございません。埋却そのものにつきましては農政水産部のほうが中心となってやっております、私どもの環境森林部の所管としましては、埋却後における環境対策、すなわち悪臭が出た場合にどうするか、あるいは地下水が汚染された場合にどうするか、そういったことを我々としては受け持っているというふうに理解しております。したがって、埋却された場所についてそのままの状態にしておくかどうかにか

については、農政水産部のほうの所管になるというふうに現時点では考えております。

○徳重委員 とにかく後に残らないようにというか、できるだけ早くにおいがしないように、おさまるようにいろいろ方法を考えて、農政のほうとも連携をとりながら、より確実な方法で早くこれがおさまるような形をとってほしいなと、このように思います。そういう話があったということで、もしよかったら、都城の農政部長のほうには書類が一切渡してありますけど、機会がありましたらお聞きになっていただくといいかなと思いましたが、あえて申し上げたところです。以上です。

○十屋委員長 要望ということで。ほかございませんか。

○高橋委員 おが粉の関係で一つ教えてください。おが粉供給量の表がありますが、これは、行き場を失ったおが粉の量が7月12日現在のこのくらいあるという見方をしているんですね。今後、行き場を失ったおが粉というのはこれ以上にまた出てくるという理解をすべきですよ。それでいいんですね。

○小林みやざきスギ活用推進室長 こちらのおが粉については、製材工場から発生するおが粉、それから、製材工場で発生した背板を引き取っておが粉を製造する会社がございますけれども、そちらの両者から出たおが粉というふうになっております。

○高橋委員 口蹄疫の関係で西都・児湯は畜産農家がゼロになっちゃった。行き場を失ったおが粉がこれだけあるという理解をするんですよ。

○小林みやざきスギ活用推進室長 そういう意味では、先生がおっしゃるように、これ以上にもしかしたら、③の処理をしたものも含めて滞

留したものが相当数に上っているというふうに考えられると思います。

○高橋委員 私、単純に足し算、引き算をして納得していたんですけど、7月12日現在でトンでいうと1,544トン相当出たのが、鶏ふん発電施設に1,300トン供給したから、おおむねこれとんとんにいっちゃったなと。でも、下では合っているから今後はないのかなと。そこまで今から聞こうと思ったんですけど、その辺、私の理解の仕方が悪ければもう一度お願いします。

○小林みやざきスギ活用推進室長 製材工場につきましては、丸い丸太を四角にひく際に必然的におが粉が発生しますので、そちらのほうは確かにこれからも滞留するおが粉がどんどん発生してくるというふうに考えられます。それから、背板のほうにつきましては、そのまま腐るものではございませんので、製材工場の中に背板という形で滞留はされている。あるいはおが粉生産業者が引き取ってその背板が工場内で滞留をしているというような状況でございます。

○高橋委員 詳しく説明をされることはいいんですけど、行き場を失ったおが粉というのは確かにあるんですね。それがこの表なのかというのが一つ。そして、今回鶏ふん発電施設に1,300トン供給して、解消したのが1,300トンなわけですね。今後もこういう鶏ふん発電施設に供給できるかどうか、受け入れはしてくれるのか。してくれれば、行き場を失うものがなくなっちゃうから助かるわけですね。そういう理解をしているのかということですよ。

○徳永山村・木材振興課長 簡単に言いますと、畜産の敷料の需要がなくなったものですから、その分を埋却と鶏ふんのほうに回しましたと。普通、まともであればこれが敷料として流れるという状況です。ですから、畜産が復興するま

では、児湯・日向地区においてはこれ程度の量が余りますので、先ほど言いましたように、ストック場所等にきのうから、畜産が復興するときにおが粉の不足が生じるといけませんので、一応ストックしておいてそのときには回せるということで、委員おっしゃるように、敷料として使えない分がこの量だというふうにざっと考えているところであります。

○高橋委員 わかりました。あと1点、埋却地の関係で、先ほど責任問題をいろいろと質疑があった中で、国の責任であろうということで課長から答弁があったんですが、もう一遍認識を一致させたいんですけど、埋却した土地というのは「公」の土地とか「私」の土地とかあるわけで、管理を直接しているのは農家ということで認識していいんですよね。ただ、管理費としていろいろ補助をやっていますね。さきの6月議会でも農政水産部でたしか計上したと思うんですけど、実際に管理をするのはあくまでも農家ということでいいんでしょうか。

○橋本環境管理課長 埋却地の管理等につきましては、基本的には農政水産部のほうで所管されておりますので、私のほうから正確な御説明はできかねるところでございますが、家畜伝染病予防法等におきましては、委員おっしゃるように、埋却地につきましては、基本的には農家が自分で確保してそこに埋めるということになっておりますので、現状でいけば、埋却地を用意した農家さん御自身が管理をされるということになろうかと思えます。

○高橋委員 先ほど課長がおっしゃったのは、環境対策をする上での費用面を含めた分は国に責任があるということの答弁でよろしいですね。わかりました。

○緒嶋委員 エコクリーンは、今48%進捗して

おるといことでありますが、(3)の下水道放流についても設計ができた。これは工事が進めばどれぐらいで完成するわけですか。

○福田循環社会推進課長 下水道放流の工事につきましては、着工から大体1年程度の工期で完成をするというふうに聞いております。

○緒嶋委員 そうした場合に、今度は費用負担の問題が出てくるわけですね。浸出水調整池の費用負担と下水道放流工事に対する費用負担は連動するわけですか。

○福田循環社会推進課長 調整池の補強工事については、県と関係市町村が折半で貸し付けという形でお金を供出することにしております。下水道工事については、今後、下水道工事着工あるいは工事の進捗に支障がないように、これから県と関係市町村で協議をしていくということになっております。

○緒嶋委員 であれば、浸出水調整池の補強工事は、エコクリーンが将来の営業収益の中から費用は負担するということになるわけですか。

○福田循環社会推進課長 先ほど申し上げましたように、今は貸し付けという形で処理しておりますけれども、破損事故が起こった原因とか責任によって、公社の責任であったり、あるいは業者の責任であったり、もろもろあると思います。最終的には、今、民事訴訟、民事裁判を行っておりますので、この結果、そのあたりが明らかになった時点で、それぞれ、公社が幾ら、関係市町村が幾ら、業者がどのくらい負担するかといったものが明らかになって、その割合で負担することになると思います。

○緒嶋委員 これは裁判の進捗状況というか、結論が出なければ全体が解決せんということですか。

○福田循環社会推進課長 費用について申し上げ

げますと、そういうことになろうかと思えます。

○緒嶋委員 それまでは関係する県、市町村で一応貸し付けておくと。それは何年かかるかわからんということですね。

○福田循環社会推進課長 単年度で貸し付けを回していくことにしております、委員おっしゃるように、裁判できちんとした決着がついて責任割合その他が明らかになるまでは貸し付けが続いていくということになります。

○緒嶋委員 最高裁まで行けばしばらくはかかりますね。それと下水道のほうの負担については、そうなるとこれは別になるわけですね。これについては大体話がついているわけですか。折半ということは……。

○福田循環社会推進課長 こちらについては、先ほど申し上げましたように今後協議をすることで、関係の市町村が、今回の口蹄疫にかかわる市町村の多数を占めておりましたので、これまでなかなかそういう議論ができなかったということですので、27日に解消すれば、そこから本格的な議論をしていくということになりますが、その費用負担が池と同じように貸し付けという形になるのか、あるいはまた違った負担割合でいくのかということは、今後の市町村との議論になろうかと思えます。

○緒嶋委員 いずれにしましても、エコクリーンの問題はある程度のところでは結論を出して、どこが責任を持って、県がどこまで関与しなきゃならんのかということを含めて、体制の問題も含めて、やはり県民の全体的な納得を得るようにしなきゃ、県の責任だ、エコクリーンプラザみやぎの責任だというなすりつけ、あるいは市の責任だと、そういうことのないように、やはり整理した形で持っていかなければ、何のためにこれをつくって、ある意味では産業廃棄物

というのは10%もないわけです。一般廃棄物は市町村の責任だから、あくまでも市町村の、自治体の責任ということを出して解決していかなければ、県民全体から見たらおかしいんじゃないかということになるし、産業廃棄物なんかは、今はほかの業者がやろうと思えばやれるという時代でもあるわけですので、このあたりの整理は早目にやるべきだというふうに思います。このことについて部長はどう思いますか。

○吉瀬環境森林部長 おっしゃいますように、エコクリーンプラザみやぎにつきましては、体制の問題もあるということで、今年度、市町村の協力もいただいて組織の改正等もやっております。そういうことをやりながら、おっしゃるように、エコクリーンプラザみやぎの今後のあり方につきましても協議をしていこうというふうに考えておりますので、よろしくお願います。

○星原委員 まず、口蹄疫のほうを聞きますが、27日に終息という形になるだろうと、そのように期待をしておるところですが、終息した後は、ここにありますように、環境汚染の対策だろうと思うんです。そういう面で悪臭と地下水が非常に懸念をされる。ここに地下水とあるんですが、埋却地周辺の井戸を掘って飲料に使っているところがあるのか、どれだけの量があるのかわかりませんが、とりあえずこの周辺にどれだけの井戸水というのはあるものなんですか。

○橋本環境管理課長 埋却地周辺の井戸、その利用状況につきましては、今のところ正確な数につきましては把握していないところでございます。ただ、埋却地周辺の環境、地下水への影響ということは考えられますことから、現在行っておりますのは、埋却地周辺にあります井戸、考え方といたしまして、埋却地1カ所につき周

囲4カ所程度の井戸を選定いたしまして、その井戸の状況を基本的に3カ月に1回程度水質調査を行っていくということで考えております。ただ、考え方といたしましては1カ所当たり4ポイントということなんですけれども、川南町等におきましてはかなり埋却地が集中してございますので、そういったところでは、ある程度固まった地域で周りの4カ所というような考え方で現在井戸の選定を行いまして、既に相当数の井戸におきましては1回目の調査は終わっているところでございます。今後3カ月に1回程度の調査を継続して行うことで、最初の調査結果との比較によりまして、埋却した家畜の影響が出ているかどうかというところの確認を行っていくということを考えております。

**○星原委員** 今の時点では埋却してそう時間がたっていませんから、地下に5メートル前後のところまで掘られているわけですから、雨が降ってそこまで浸透していく。あるいは中の牛や豚が腐敗をして液状のものが出だす。そういったものが地下水まで浸透していくまでの期間というのはどれぐらいの想定をされているものなんですか。

**○橋本環境管理課長** それにつきましては、例えば粘土質的なものなのか、砂まじりのものなのか、そういった土質によりましてかなり差があるかなというふうに考えております。ただ、どれぐらいの期間を要すれば井戸への影響が見られるのかということにつきましては、今のところ私どもではちょっと予測がつかないような状況でございます。

**○星原委員** 以前、10年前に宮崎で3カ所出ましたね。そのときにそういう調査をしているのかどうか。あるいは、北海道では700頭からあって、地下水汚染はどういう調査の方法をされて、

今回のに生かそうとされているのか、そういう検討というのはされたのか。

**○橋本環境管理課長** 10年前に本県で起きたときの対応につきましては、私どもにはわからないところでございます。これは多分、資料が残っていないということだと思います。北海道のことにつきましても、北海道におきましては、かなり広大な農場の中に700頭前後の牛が埋められたということをごさいますので、その農場の所有地の中でということをごさいますので、それにつきましても恐らく調査はされていないものと思います。

**○星原委員** その辺のところをしっかりと把握していかないと、この1～2年ですぐ影響が出るということは多分ないだろうと思うんですね。相当数の数が土中に埋められているわけですから、将来、我々の子供たちや次の世代の連中に影響があるのかどうか、そういうことをひっくるめて、しっかりした何かの検査基準、方法はあると思うんですね。ここに13項目を調査すると项目的にはなっていますが、そういったものをひっくるめてどういった調査をしていくのがいいのか、今回そういうことまで検討をして、地下水汚染というのはこれまでも農薬なんかの汚染の問題も出ているわけでありますから、そういうのとあわせて、今回のこういった形のもので影響が出るのか出ないのか。その辺の検査の方法とか、どういった形でやっていくのか、あるいはそういう地点の、決める場所によってもそうだと思うんですが、そういうこともあわせて一回検討されたほうがいいのかというふうに思うものですから、その辺についても今後ぜひお願いをいたしたいというふうに思います。

**○十屋委員長** ほかがございませんか。

**○権藤委員** 今の件については私も同感で、マ

スタープランを3年、5年というのをつくってほしいということを要望しておきたいと思いません。

○河野副委員長 エコクリーンプラザの訴訟問題についてお尋ねしておきたいと思いますが、これは6月定例議会の常任委員会の際にも説明を受けたんですが、ことしの4月28日に訴訟を起こされた。私は、どうしても訴訟を起こすんだったら、補強工事が始まる前に提訴したほうがよかったんじゃないかと思っておりますが、なぜことしの4月28日になったのか、お尋ねしたいと思います。

○福田循環社会推進課長 損害賠償請求を起こすに当たっては、今回の設計業者あるいは施工業者の瑕疵によって損害賠償を請求していくわけですが、そのために、まず一つは、実際に今でき上がっている盛土の施工状況について、改めてきちんと公社として調査をして訴える必要があったということ。さらに損害賠償の金額についても、建設当時からこれまでいろんな費用がかかっております。あるいは破損によって新たに必要となった経費等もありますので、そのあたりの積算というところを慎重に弁護士さんで見きわめる必要があったことから、その時間を要したということで4月28日の提訴ということになっていると聞いております。

○河野副委員長 私は清武町なんですけれども、清武町も入っておりますが、こういうことを言っているかどうか知りませんが、これは前市長のときに出てきた問題でございます。市長がかわったから提訴した、訴訟を起こしたんじゃないかという感じもするわけです。なぜ前市長のときにできなかったかと。前市長にも責任が相当あると私は思っておりますが、それはなかったんですね。

○福田循環社会推進課長 今、副委員長の御指摘の分については私は存じておりませんが、先ほど御説明しましたように、純粹に、非常に難しい裁判ということですので、提訴に当たっては、その前の準備として慎重な検討、損害額も含めて、そういったものに時間を要したというふうに聞いております。

○河野副委員長 ちょっと考えると、市長がかわったから訴訟を起こしたんだなというふうにとられるわけなんです。これは大体わかっておりますから、御存じでしょう、前市長の責任というやつは。もうちょっと早くしてもらいたかったですね。

○福田循環社会推進課長 先ほど申し上げたとおりであります。

○十屋委員長 ほかがございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時56分休憩

---

午前11時0分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。本委員会に付託されました議案等の説明をお願いいたします。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後にお願いをいたします。

○高島農政水産部長 農政水産部でございます。よろしく願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

まず、本日、永山農政水産部参事は、現在、総務政策常任委員会に出席しておりまして、終了次第、本委員会に駆けつけることになっておりますので、御了解いただきたいと思えます。

資料の説明に入ります前に、まず、7月2日から3日にかけての集中豪雨により、都城市を中心に被害を受けられました地域住民の方々にお見舞いを申し上げます。

次に、口蹄疫に関する動きについて御報告いたします。

県としましては、7月16日のワクチン接種区域の制限解除に向けて、畜舎内のふん尿等の処理や消毒対策に全力で取り組んできたところがあります。しかしながら、国からは、薦田氏の種雄牛を殺処分しない限り移動制限の解除は認めないとの厳しい判断が示されたところであり、このため、知事から薦田氏に対して殺処分に応じていただくよう再考をお願いし、薦田氏におかれましても、断腸の思いで苦渋の選択をいただいたところがあります。この結果、7月18日午前零時に、児湯地域を中心とするワクチン接種区域の移動制限のすべてが解除できたところがございます。県としましては、27日の宮崎市の移動制限等の解除に向けて清浄化が図られるよう、今後も、国や市町村など関係機関・団体と連携して全力で防疫措置に取り組んでまいり所存でございます。

なお、詳細につきましては、後ほど畜産課長より説明をさせていただきます。

それでは、お手元の環境農林水産常任委員会資料を1枚お開きいただきまして、説明項目をごらんいただきたいと思っております。本日、農政水産部からは、Ⅰの議会提出議案1件、Ⅱの委員会報告事項として2つの項目を予定しております。

資料の1ページをごらんください。議案第1号「平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）」についてであります。今回の補正は、口蹄疫に関する緊急対策に伴う補正であります、

防疫対策と経営支援のための補助金の経費を措置したものでございます。補正額につきましては、平成22年度歳出予算課別集計表の中ほどの列、一般会計の合計の欄にありますように、49億6,847万9,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、一般会計で937億5,410万8,000円、特別会計を合わせた農政水産部全体の補正後の予算額は、一番下にありますとおり、941億9,021万9,000円となります。

なお、詳細につきましては、後ほど畜産課長より説明をさせていただきます。

続きまして、委員会報告事項についてであります。資料の4ページをごらんください。梅雨前線集中豪雨による農業関係被害と口蹄疫に係るスケジュール等について、後ほど関係課長から説明をさせていただきます。

私からは以上でございます。

**○児玉畜産課長** 畜産課でございます。畜産課の補正予算について御説明をさせていただきます。

歳出予算説明資料の11ページをお開きください。畜産課の平成22年度7月補正予算額は、一番上の行、一般会計で49億6,847万9,000円をお願いしております。その結果、右から3列目の補正後の額は596億8,420万6,000円となります。財源内訳の欄のその他特定財源に繰入金2億5,414万3,000円を計上しておりますが、これは緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用することとしておりまして、下の中ほど、新規事業のウの口蹄疫復興防疫支援対策事業1億5,624万1,000円と、6月補正までの事業費に基金事業を活用できることとなった9,790万2,000円とあわせて予算計上しているところでございます。

次に、常任委員会資料のほうに戻っていただきまして、2ページをお開きいただきたいと思

います。

まず、口蹄疫緊急防疫対策事業についてでございます。口蹄疫発生件数の大幅な増加等に対応するとともに、市町村の実施する防疫対策に対する助成措置を講じるための経費を追加補正するものでございます。2の事業の概要の(4)事業内容にありますように、①の防護服等の衛生資材や消毒剤、埋却費等の初動防疫対策といたしまして13億557万円、②のワクチンによる防疫対策及び消毒ポイントの増設、市町村の実施する消毒ポイントへの補助など蔓延防止対策といたしまして14億5,488万9,000円をお願いしているところでございます。また、③の口蹄疫復興防疫支援対策事業として、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用いたしまして、県の消毒ポイント等での作業従事者に失業者を採用し、再発防止のための消毒の徹底と一時的雇用確保を図ることといたしております。1億5,624万1,000円をお願いしているところでございます。この結果、29億1,670万円の補正となり、これまでの対策費20億円と合わせまして、総額49億1,670万円となります。

次に、3ページをごらんいただきたいと思っております。発生農家経営再建支援事業であります。口蹄疫発生農家に対する経営支援のための家畜評価額の5分の1相当につきましての補助金で、殺処分した疑似患畜頭数の増加等に伴いまして、当初積算いたしました予算額の不足分を追加補正するものでございます。2の事業の概要の(4)事業内容にありますように、牛が3万頭の予定が3万7,963頭で7,963頭の増となり、18億7,464万7,000円、豚が16万頭が17万2,862頭で1万2,862頭の増となり、1億7,713万2,000円をお願いしております。この結果、20億5,177万9,000円の補正となり、これまでの対策費50億

円と合わせまして総額70億5,177万9,000円となります。以上でございます。

○井上営農支援課長 営農支援課からは、梅雨前線集中豪雨による農業関係被害のうち、農作物等の被害につきまして報告させていただきます。

常任委員会資料4ページをお開きください。本年7月2日から3日にかけての集中豪雨につきましては、観測地点によりましては時間雨量が100ミリを上回るなど、北諸県を中心に、西諸県、南那珂地域で水稻や葉たばこ等の農作物、ハウスや暖房機等の施設・機械が豪雨による被害を受けたところであります。

(1) 作物ごとの被害の一番下、合計欄をごらんください。7月20日現在の農作物等被害額は2億300万円となっており、今後の調査によりましてはさらにふえるものと考えております。最も被害額が大きいのは水稻で、土砂流入による普通期水稻の埋没等により、被害面積約180ヘクタール、被害額約1億4,320万円となっております。これは被害額の全体の7割を占めるというようなことになっております。工芸作物の被害額がこれに次ぎ、冠水による葉たばこの倒伏や葉の損傷等により、被害面積約30ヘクタール、被害金額約2,210万円となっております。また、野菜ではキュウリ、果樹ではマンゴー、家畜では養豚場などが冠水による被害を受けております。そのほか、ハウス施設等では園芸用のハウスが冠水し、自動開閉装置、暖房機が故障するなど2,730万円の被害となっております。

(2) の事後対応の状況についてでございますが、被害が大きかった普通期水稻では、可能な範囲で土砂を取り除き、排水路を確保するとともに、病虫害の防除、生育にあわせた水管理や追肥など、農業改良普及センターを通じてお願

いしているところであります。

続きまして、お手元に配られておりますペーパーですけれども、「梅雨前線集中豪雨による被害写真」というのがございますが、これをごらんいただきたいと思っております。今回最も被害が大きかった都城市の被害状況につきまして説明させていただきます。写真①は普通期水稻での土砂流入による被害であります。②は葉たばこの冠水による被害状況になっております。③は雨よけキュウリの冠水と土砂流入による被害、④は養豚場の冠水による被害状況であります。

営農支援課からは以上であります。

**○宮川農村整備課長** 農村整備課でございます。続きまして、農村整備課からは、同7月3日の豪雨による農地及び農業用施設の被害状況等につきまして御報告いたします。

お手元の委員会資料の5ページの上のほうの2番、(1)の農地等の被害の表をごらんいただきたいと思っております。7月16日時点の取りまとめでは、まず、上段の農地でございますけれども、被害箇所につきましては211カ所、被害額が5億3,960万円になり、被害が最も大きかったのは都城市ということで、水田で151カ所、畑19カ所となっております。次に、その下の農業用施設でございますけれども、219カ所で被害額が6億1,070万円であり、最も被害が甚大だったのが都城市ということで、頭首工1カ所、水路91カ所、道路58カ所となっております。3段目、農業生産環境施設につきましては、1カ所で被害額1,500万であり、これも都城市の集落排水施設の被災ということになってございます。合計で431カ所、被害額が11億6,530万となっております。現在も継続して調査中でありまして、今後さらに被害箇所がふえてくるものと思われま

す。今回の被災の状況例につきまして、別途お配りしております先ほどのカラー写真をごらんいただきたいと思っております。一番下の左側の写真ですけれども、これは都城市庄内川沿いの水田の被災状況の写真でございます。豪雨による洪水発生で水田が水没したことで土砂が堆積いたしまして大きな被害が発生いたしてございます。その右の写真でございますけれども、これは小林市の頭首工、いわゆる取水堰が崩壊した写真でございます。頭首工の半分が流されるなど大きな被害が生じているという状況でございます。

5ページに戻っていただきまして、今後の対応でございますけれども、今後、被害状況を早急に国に報告いたしまして、その後国の査定を受けて復旧工事の実施ということになります。ただし、二次災害のおそれがある場合等緊急を要する箇所につきましては、査定前の応急工事が可能でありますので、既に実施している段階にあるというところがございます。また、当課といたしましては、農業への影響が極力生じないように、年度内にほとんどの復旧工事を終えるよう努めてまいりたいということでございます。今後とも、地元農業者の意向も伺いながら、国及び市町村とも連携し、早期復旧に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、5ページの3番でございますけれども、先ほどの農作物の被害と合わせました被害額でございますけれども、トータルで13億6,830万ということでございます。

以上で報告を終わります。

**○児玉畜産課長** 畜産課でございます。常任委員会資料の6ページをお開きください。口蹄疫に係るスケジュール等について御説明いたします。

高鍋町で種雄牛を飼養しております薦田氏に

対しましては、口蹄疫特措法に基づきます殺処分勧告書を交付しておりましたが、その後、薦田氏から県への無償譲渡の申し出がありましたので、県所有として管理することを国に要望してきたわけでございます。7月13日には知事が山田農林水産大臣に種雄牛の取り扱いについて要請を行いまして、県の考え方を説明いたしましたが、この種雄牛が存在する限り制限は解除しないということや、地方自治法に基づく是正の措置を行うなど、厳しい回答があったところでございます。

こうした中、15日には知事が直接、薦田氏に対しまして、殺処分に応じていただくよう再考を要請したところであります。翌16日には、児湯地域を中心としたワクチン接種区域での堆肥等の封じ込め、清掃消毒の終了が確認されましたので、一部移動制限を解除したところでございます。また、同日、薦田氏が殺処分に応じられる意向を表明されまして、17日には種雄牛6頭の殺処分が終了いたしましたので、翌18日の午前零時にワクチン接種区域の全域で移動制限を解除したところでございます。

次に、2の今後のスケジュールについてでございます。(1)の宮崎市跡江を中心とした区域についてであります。清浄性確認検査につきましては、発生農場を中心とした半径3キロから10キロ内の農場の目視検査を7月20日から23日の予定で実施することといたしております。なお、括弧書きにありますように、半径3キロ以内の農場と疫学関連農場の抗体検査用の採材につきましては7月20日までに終了いたしまして、現在、動物衛生研究所のほうに材料を送ってございます。これらの結果で異常が認められなければ同地域の移動制限は7月27日の午前零時に解除することとなります。

(2)のワクチン接種区域につきましては、現在、ウイルスの不活化を図るため、ふん尿等の封じ込めを実施しておりますが、8月4日には封じ込め期間が42日となりますので、これ以降は8月27日を目途に切り返しを行い、堆肥発酵を促して中心温度を60度C以上に上げることで、2段階でのウイルスの不活化を図ることとしております。そして、このような一連の消毒作業や堆肥化処理が終了いたしまして、口蹄疫の防疫措置がすべて完了する8月27日に終息宣言を出したいというふうを考えておるところでございます。

次に、別途お配りいたしておりますA4版の1枚の資料をごらんいただきたいと思っております。県内の口蹄疫全戸調査の実施についてでございます。

まず、1の目的でございますが、移動制限解除後に県内すべての家畜の清浄性と、宮崎牛及び県産豚が安全であることを県内外にアピールするためのものがございます。日時につきましては、明日7月22日から8月11日までとしておりますけれども、できるだけ早急に終了させたいというふうを考えております。調査対象につきましては、直近の清浄性確認検査済みの農家を除きます県内すべての牛と豚の農家、約7,700戸が対象でございます。検査方法といたしましては、臨床目視検査でございまして、豚につきましては、一部、管理獣医師等にも協力をお願いしたいというふうを考えております。実施計画につきましては、市町村で巡回計画を作成後に、管轄の家保で日程調整をいたしまして巡回したいというふうを考えております。班編成につきましては、獣医師1名と案内者1名といたしまして、獣医師には、家畜保健所及びN O S A Iあるいは開業獣医師等の協力を得ると

ということとしております。防護服、消毒等の防疫資材につきましては、県が準備していきたいというふうに考えております。以上でございます。

**○十屋委員長** ありがとうございます。執行部の説明が終了いたしました。まず、議案についてお伺いをしたいと思います。口蹄疫緊急防疫対策事業、発生農家経営再建支援事業について質疑はありませんか。

**○緒嶋委員** 口蹄疫緊急防疫対策事業、この数字で補正をされたわけですが、市町村でそれぞれ防疫対策の事業をかなり、補正を今もしておられますが、全市町村のそういう基礎的なもののトータルとしてこういう数字が上がったのかどうか、そのあたりはどうなっておるわけですか。

**○児玉畜産課長** 防疫対策に係る費用につきましては、もちろん県のほうで手配したもの、あるいは市町村のほうで手配したもの等もございまして、特に市町村のほうにつきましては、消毒ポイントに係る部分が大部分じゃないかというふうに考えております。そういったもの等も市町村から出していただきまして積み上げた数字でございます。

**○緒嶋委員** 消毒ポイント等は継続するわけですので、この事業は今後まだ増額する可能性はあるということですね。

**○児玉畜産課長** このままいけば8月27日が終息というふうに考えておりますので、そこまでは消毒ポイント等も継続しなければならないだろうと思っておりまして、そこまでは概算で出しておる数字でございます。

**○緒嶋委員** 消毒ポイントを継続する必要があるということになれば、それ以降の費用はまたこのような形で補正があるわけですか。

**○児玉畜産課長** 終息宣言後の9月以降になるうかと思えますけれども、その後の経費については、今後国等とも協議をしていく必要があるうかというふうに考えております。

**○緒嶋委員** ぜひ国の負担で対策事業が進むように今後とも努力していただきたいというふうに思います。

発生農家経営再建支援事業、これは頭数がふえたということで増額になるのは当然のことですが、これは疑似患畜のほうで……。問題は、ワクチン接種のほうの、家畜の評価を含めて、補償はどういう形になるわけですか。

**○児玉畜産課長** ワクチン接種畜につきましては、当初12万頭ほどのワクチン接種をしておりますけれども、その後、疑似患畜になったものがかなりの部分おありまして、恐らく8万頭程度がワクチンの対象になるうかと思えますが、それにつきましては、特措法に基づく殺処分奨励金が交付されるということになっております。

**○緒嶋委員** 結果として、制度は違っても家畜の評価は変わらんわけですか。

**○児玉畜産課長** 家畜の評価の方法としては、疑似患畜とワクチン畜とも全く同じ評価をしていきます。

**○福田委員** 27日が待ち望まれるわけですが、今後、生産者は再開に向けてのことで頭がいっぱいであろうと思うわけでありまして。きのうの本会議で、71%の再開に向けての希望があったとお聞きをいたしました。これは牛と豚、特に豚につきましては企業畜産が非常に多いわけでありまして、この辺の分類をしますとどういう数字になるのでしょうか。

**○児玉畜産課長** 今、数字を持ち合わせておりませんので、後で答えさせていただきたいと思えます。

○**福田委員** そこで、再開支援に向かったの事業は、ここに掲示されますとおり、比較的生産者が、100%とはいかなくてもかなり満足される域に達しておったのではなかろうかと、こういうふうには私は現場をずっと眺めて考えておるわけでありまして、そこで、こういう対策を次から次に打っていくわけでありまして、本県の失われた畜産を早期に回復させるための条件としまして、まず、71%ですから3割近い方がおやめになる。年齢的な問題もあると思います。高齢者の皆さん方がやっている頭数ですから、頭数的にはそう大きい頭数ではないと思います。残った中堅若手でこの数字を埋めていただきたい。そういう対策は考えておられると思いますが、いかがですか。

○**児玉畜産課長** 意向調査の結果は7割程度が再開したい。そういう意向があるということは聞いてございますが、あとの3割の方の分を中核的なところがいかに吸収していくかということでございますけれども、今回、宮崎の畜産経営の再建プロジェクトチームというのをつくってございまして、県と市町村あるいは関係団体の畜産のOB等を活用いたしまして、今後の経営計画とか、資金なり、あるいは補助事業等の活用についての助言をしていくこととしておりますけれども、そういった中で適正な規模がどの程度なのかといったようなことも含めて、総合的な支援対策というものを打つ中で、これからやめていく方の頭数をどこまでその中で確保できるのかといったようなことを再建計画の中で検討していきたいというふうに考えております。

○**福田委員** 私は、地元では、ぜひ中堅若手におやめになった方の分を肩代わりしてもらいたい、というふうにはずっと要望して、指導も

しております。

それから、きのう本会議で質問の内容を聞いておりました、非常に重要な質問も数々ありましたが、特に飼養密度、これについての質問もございました。人間で言いますと人口密度ですね。家畜の密度の高いところを分散するような御意見もあったようでありますが、再開するに当たって、私はやはりこの飼養密度、あるいは畜舎の建設地の問題、これは今から国県の補助をいただいでつくるリース物件の畜舎も注意する必要があると思います。私も、地元で今建設中で低めにつくったところで、しまったと思っているところがありますが、今回のことを考えますと比較的高いところにつくる必要がある。この2つのことを考えておるんですが、飼養密度の適正化、分散化は、非常に難しい問題ですね、既存のところでも再開する場合がありますから。特に養豚についての飼養密度の分散化というのは、今回の発症事例を考えますと大変大事な問題ではないかと考えるんですが、そのあたりをどう専門家として農政水産部は受けとめておられるか、お聞きをしておきたいと思うんです。

○**児玉畜産課長** 委員の今おっしゃいました飼養密度というのは非常に大切なことだと思っております。今回の口蹄疫の拡大がここまで進んだというのも、飼養密集地帯、密度も高かったというようなことからここまで広がったというのも一つの原因であろうというふうに考えております。児湯地域はまさにゼロからの再スタートでございますので、適正な飼養環境、適正な飼養密度による良好な飼養環境といったものをつくっていくということは非常に大事だというふうに思っております。復興支援対策の中の畜産再建チームの中でもそういった方向づけを議

論しているようでございますので、そこ辺を十分参考にさせていただいて、今後の児湯地域の再建に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○**福田委員** 今、市・町、場合によっては県も入って、それぞれ関係農家の相談事業が開始されておりまして、非常に丁寧にやられているようでございます。内容を聞きますと、生産者もいろいろお聞きをして今後の対策を考えていただいているようであります。そこで、金額の面でかなり大きい金額が個々農家に一時的に入っていくわけです。でありますから、この資金をもとに早急な再建策を練る必要があると思いますが、ややもしますと、過去の負債等の充当の問題等も出てくるわけでございまして、融資されている各金融機関につきましては、補償金で過去の負債を相殺することを優先するのではなくて、まず再生に向かつての手助けをしてほしいと。なにがしかの返済はなされると思いますが、そういうふうに私としてはいろんなケースを頭に思い浮かべながら考えておるわけでありまして。なかなか難しい問題ではございますが、その辺まで踏み込んで行政あるいはJAを交えた相談に乗ってほしいと、こういうふうに考えております。

○**徳重委員** 発生農家の経営再建ということで心配しているところでありますが、県全体での和牛の生産頭数、現状、総数はどれくらいおったんですか。生産牛としての頭数。

○**児玉畜産課長** 県内の繁殖雌牛の頭数は約10万頭というふうに把握しております。

○**徳重委員** 今回、児湯地区を中心として殺処分あるいはワクチン接種をして埋却したわけですが、その頭数はどれくらいでしょう。

○**児玉畜産課長** 牛の頭数は、これは肉用牛と

酪農が含まれておりますけれども、約6万8,000頭程度であったというふうに考えております。

これには子牛等も含まれておりますので、繁殖雌牛だけを引き出しますと、その\*半分程度ではないかというふうに考えております。

○**徳重委員** 10万頭県全体でおった。そのうちの3万頭ぐらいということになりますと、7万頭ぐらいはまだ県内に生産牛が残っているわけですね。競りにかけられる牛が年間大体10万頭と見ていいんですか。

○**児玉畜産課長** 県内の子牛市場に出てくる牛の数は7万頭強ということではありますが、これは繁殖雌牛が10万頭近くいたとしましても、受胎率等が関係してきますので、生産率を8割程度と見たときに、10万頭弱のもので7万数千頭の子牛が出てくるというような数字になります。はっきりした数字はちょっと言えませんが、3万頭程度の繁殖雌が淘汰されたということになりますと、7万頭ですから、6万頭弱、5万頭から6万頭程度の子牛出荷頭数になっていくというふうに考えております。

○**徳重委員** 5～6万頭が県内で、日本一の宮崎県でありますから、こういう優秀な牛が生産されると想定できると思うんです。そうなりますと、児湯地区の再生の農家にこれを、できるだけ県内に残すという考え方は基本的にないものですか。

○**児玉畜産課長** 今回競りが再開されましたら、子牛価格の対策等いろいろ国の事業なり県の事業をそろえておりますけれども、そういった中で、児湯地域に優先的にそういった事業の配分をいたしまして、そういった牛を導入させたいというふうに考えておりまして、関係機関・団体等ともそういったところは今後検討していき

※24ページ左段に訂正発言あり

たいというふうに思っております。

**○徳重委員** 私、畜産関係者の皆さんから厳しい意見を聞いたものですから。と申しますのも、購買者の方々が全国からおいでになっていたんだけど、宮崎県のこれからの競りについてはいつとき遠慮したいというようなことで、相当少なくなるだろうと言われていました。そして、高くは買わないだろうということが言われているんです。一つは、これから何年かは続くんじゃないか。というのは、種牛が残っているんじゃないかということがあるんだそうです。それで、いつときは宮崎の競りは停滞していくだろう、価格が相当下がるだろうというような予想を立てていらっしたんです。そういうことを考えますときに、まだ5～6万頭は県内で生産できるわけですから、それをここ2～3年のうちに徹底して残してブランドにしていくべきだと、こう考えておりますので、ぜひそういう方向で努力をいただきたいと思えます。

それともう一つ、疑似患畜なり、あるいは殺処分をしたところについてはちゃんと補償されていくわけですが、一般の皆さん方ですね、出荷もできない、養うだけというような形で、生活に困っていらっした方がいらっしたわけですね。収入が全くない、畜産専門だというようなことで。それに対する何かあるんですか、手当てというか支援というのは。

**○児玉畜産課長** 出荷遅延対策等につきましては、子牛あるいは肉牛等にもそろえております。国のほうの事業としても競り再開後の子牛価格の対策とかありまして、県のほうでも県単事業でそういったものをつくっておりますので、国の事業と県の事業をあわせて対応していきたいというふうに考えております。また、移動制限なり搬出制限にかかった肥育牛につきまし

ても、国の事業で肥育期間の延長期間分の1日当たりの飼養管理代を手当てするといったものもございまして、あるいはまた枝肉が540キロを超すようなものにつきましては、2万1,000円だったと思いますけれども、そういったものも準備されております。また、国のほうに對しましては、出荷遅延で肉質が低下したものについては、その分の補てんはないのかというようなことで要望はしておるところでございます。

**○徳重委員** 結局まだ出荷もできない状態で、私が言いたいのは、生活に困っていらっした方がかなりおるとい話です。これを支援という形、生活支援というか、何か方法はないものでしょうか。

**○児玉畜産課長** 第2次補正だったと思いますが、生活支援のための資金の融通をするようにしてございまして、制限区域にかかった農家あるいはそれ以外の農家ということで分けて、無利子の資金を融通するような生活支援資金は準備してございます。

**○権藤委員** 常任委員会資料の2ページなんですけど、②のところのワクチン防疫対策、消毒ポイントの増設ということがありますが、現計というのは4次までなのかと思いますが、丸い数字ではなくて中身を、現計と補正の数等について御説明をお願いしたいと思います。

**○児玉畜産課長** すみません。今、ちょっと声が小さくて聞こえなかったんですけども、もう一度……。

**○十屋委員長** 現計予算の中身について詳しく御説明くださいと。

**○権藤委員** 現計と補正。

**○児玉畜産課長** 蔓延防止対策の現計と補正の内容ということでございまして、ワクチンによる防疫対策及び消毒ポイントの増設ということ

でございます、消毒ポイントにつきましては、消毒薬の配付ですとか、あるいは動力噴霧器なり発電機、そういったものでございます。それから防疫対策といたしましては、家畜防疫員の旅費ですとか、捕定員、それから、防疫等に要する衛生資材、防護服でありますとかゴーグルでありますとか、埋却に関する費用、掘削機械でありますとか、運搬車のリース料、そういったようなものが含まれております。

**○権藤委員** それは項目をずっと言っているだけで、全然わからんじゃないですか。大枠としては、ワクチンによる防疫対策が14億なら14億の中の幾らあります、消毒ポイントは何百カ所から何百カ所にふやしましたと、そういう概略的な説明でいいんですよ。

**○十屋委員長** 今すぐ御答弁できなければ後に回しますけれども。今できますか。後でいいですか。その間整理をしていただきまして、ほかの質問で権藤委員、お願いいたします。

**○権藤委員** これも関連するのかもしれませんが、市町村への補助9億円ということですが、これについては、例えば市町村は負担はゼロになるのか、あるいは市町村負担は一部残って、何かルールづけで9億円が市町村に分配されて補助していくのか。そういうルールがあるのかどうかです。

**○児玉畜産課長** 市町村の消毒ポイント等への補助の9億円につきましては、消費安全対策交付金を予定しております、これは2分の1でございますが、県をスルーして市町村に行くと。その残りの2分の1につきましては、市町村特交で対応するような方向で今、国のほうで検討が進められておるといふふうに聞いております。

**○権藤委員** ただいまの説明ですと、市町村の負担は原則的にはなくなるであろうというふう

に理解してよろしいんですね。

**○児玉畜産課長** 市町村特交が満額行くということになれば、市町村の負担はなくなるということになるかと思えます。

**○権藤委員** ③の雇用創出事業であります、これについては、失業している人たちの消毒等への活用ということですが、これ以外にも例えば警備会社から人を派遣した、何というんでしょうか、この基金を使わない防疫対策の費用とかそういうものはあるんですよね。

**○児玉畜産課長** 今おっしゃったとおり、これ以外にも、この基金を使わないで警備会社とかそういったところに委託したものはございます。

**○十屋委員長** 先ほどの質問の御答弁はできますか。

**○岩崎家畜防疫対策監** まず、ワクチンによる防疫対策費でございますけれども、現計としまして5億、補正が3億4,960万でございます。補正後の額が8億4,960万となっております。それから、蔓延防止対策の県の消毒ポイントでございますけれども、現計予算5億340万、補正額が4億2,920万、補正後の額が9億5,260万となっております。市町村消毒ポイントにつきましては補正額9億ということでございます。

**○高橋委員** 防疫対策事業で、確認の意味でお尋ねするわけですけど、先ほど説明があったとおり、終息宣言が8月27日ということで予定として説明がありました。これまでは防疫を間違いなくしますよということで、それにかかる費用が今回の補正で賄えますという認識をいいでしょうか。それがまず1点。

**○児玉畜産課長** 8月27日に終息宣言をいたしたいというふうに思っておりますが、これまでにかかる費用が一応これで間に合うだろうというふうに考えております。

○高橋委員 もう一つお尋ねしたいのは、今の防疫体制でいくかどうかというのをもうちょっと。お聞きしたいのは、7月27日が移動制限区域の解除になっていますね、きのうの一般質問の中の答弁でもたしかあったと思うんですけども、県営の消毒ポイントとか市町村の自主消毒ポイントがあります。この段階でそういったところの見直しはあるということの理解をしていたほうがいいですね。

○児玉畜産課長 7月17日時点で約350ほどの消毒ポイントを設置しておりますが、宮崎市を中心とした制限が外れる7月27日まではこの数でいきたいというふうに思っております。それ以降につきましては、県の消毒ポイントと市町村が設置しております自主的な消毒ポイントの役割や配置等を検討しながら、整理をしていきたいというふうに考えておまして、8月27日までは整理をしながら消毒ポイントは設置していきたいというふうに考えております。

○高橋委員 わかりました。7月27日も一つのポイントになりますね。ここで今の県営の消毒ポイントを見直すこともあり得るということで。だとすれば、8月27日までを見通しているこの補正予算というのは、ひょっとしたら不用分が出るかもしれない……。その理解もしていいんでしょうか。自主消毒ポイントというのは市町村負担になるわけでしょう。そのこともちょっと整理をしておきたいと思えます。

○児玉畜産課長 一応そういった計画でやっておまして、そこ辺まで見込んだ今回の補正ということで御理解をお願いいたします。

○高橋委員 もう一点。るる出ていますが、次の再建支援事業で徳重委員もしきりに訴えていらっしゃいましたが、口蹄疫発生農家に対する経営支援の中身は、きのうの一般質問の答弁の

中でも手厚い内容だというふうに私も実は聞いています。ただ、発生農家以外の畜産農家、徳重委員も訴えられました、市場が開催されても売れない、売れても安くたたかれる、こんなことが予想される。ただ、一方では、説明があったように、出荷遅延対策で何らかの支援はしているんだが、しかし、その内容はいかなものかということが今、議論になりつつあると思うんです。いろいろと国に要望していくんだということもおっしゃっていましたが、そのところが今からかなり出てくる。畜産農家以外のところを言えば切りがありませんよ。観光産業とか、いわゆる、義援金は行かない、手厚い支援はまだ具体的にないということもあって、不満が今からそういうところが出てくると思うんです。答弁ができるかどうかわかりませんが、感染農家以外の対策が、一方で今後の一つの課題であるということもぜひ認識をしていただきたいと思っています。

関連で、きのうの一般質問の中で、117億円の特交の関係です。けさ新聞で具体的に50億と67億と出たものですから、きのうの答弁で私は聞いてなかったなと思いながら、委員会にたまたまお見えになったからちょうどよかったんですが、50億は特交で何とか見てもらえるだろうという記事だったと思うんです。その根拠があれば教えていただきたいんです。50億と67億。きょう新聞で報道があった数字。

○永山農政水産部参事 総務部所管でございますので、私も明確ではありませんが、一般財源を崩したものが117億、今回の補正予算で特交として、地方交付税として歳入に入れたものが50億ということで、その差の67億が今のところ県の出だしになるのではということできのう答弁をさせていただいております。特交で全部を見

るよということをこれまでもおっしゃっていただいていますので、今後どれだけ特別交付税で見ていただけるかということについては、引き続き国への要望活動を続けていくということが必要なのだというふうに思っております。

**○高橋委員** 済みません、きのう私、聞き漏らしたんですね。50億と67億の仕分けの根拠を聞きたいわけで、案分でこういうふうな数字が出たとか。特交の総枠は1,200億ですか、その中で配分されたときの案分でおおむねこんな数字だよということなのか、また別に何か根拠があるのか、そこをちょっと聞きたいと思います。

**○十屋委員長** 高橋委員、ちょっと議題から外れて総務部所管に、たまたま参事が見えていますからお答えできますが、そちらに行っていますので、そこあたりは後ほどお聞きいただくとありがたい。時間も押してまいりましたので。ほかありませんか。

それでは、報告事項につきましては……。

**○児玉畜産課長** 先ほど徳重委員から、6万8,000頭殺処分した中に繁殖雌牛がどのくらいいるのかというような御質問がございました。私、半分程度と答弁いたしましたけれども、約2万5,000頭というふうに訂正させていただきたいと思います。

**○十屋委員長** よろしいでしょうか。それでは、その他の報告事項について御質疑ありますか。

**○緒嶋委員** 終息宣言を8月27日予定をしておりますということですが、きょう畜産関係の会合を開いて、競り市をいつするか協議があるということですが、今のところ、終息宣言ができなければ競り市は開始されないというふうに理解していいのかどうか、そこあたりはどういうふうになるわけですか。

**○児玉畜産課長** 私どもといたしましては、競

り市再開の考え方といたしまして、まず、移動制限が外れること、ワクチン地域のふん尿の封じ込め等が終わること、終息宣言をした後というふうに考えておりますけれども、そういった考え方を、きょうの午後にあります市場開設者を入れた会議の中で提案をして、検討をしていただきたいというふうに考えております。

**○緒嶋委員** 5月からずっとみんな待っているのは、値段は別にして、早く市場に出して畜舎を回転させてほしいという希望は物すごく強いですね。1年以上を過ぎる牛もおるわけです。また次が生まれておる。そういうことになることになると畜舎の管理そのものもできないと。きょうどうなるかわかりませんが、お盆過ぎぐらいから、それこそ児湯から離れた高千穂とか南那珂とか、そういう関係がないところからでも競り市を始めなければ、牛を養っておる人の立場で物を考えていかなければいけません。それと、購買者が少ないということ、価格が安くなるというのは、これはある意味ではいたし方ない。しかし、前に進むことをしなきゃどうにもならなくなる。そういうことを考えれば、私は、お盆過ぎぐらいから何とかならんのかなという気がしますし、購買者には、こちらに赴任していただく人の旅費ぐらいは出すと。牛を飼ったらその半額を補助しますと。おいでにならないければ牛を買わんわけだから、こちらに購買に来る人に補助金を出すというか旅費を負担して、何が何でも購買者を呼ぶ。そして、買ったなら搬送費まで負担しますというような形にしなきゃ、来るか来んかわからん。買う人が来るように仕向けなきゃどうにもならんわけです。そういう努力をすることによってできるだけ競り市を、そして1日の競り頭数をふやすということで、競りの正常化をどうするかということは今後は

考えていかなければ……。いずれにしても価格が安くなるから大変だということはわかっておるけど、それはそれとして対策は当然とらにゃいかんけど、そういう視点から考えていかなければ皆さん方はパニック状態、限界に来ておる。種つけが何とか始まったからいいんですが、そのあたりの思いというのをもうちょっと強く認識してもらいたいというふうに私は思います。27日からといっても、9月からということですよ。そうすると大変なことじゃないか。1年4カ月ぐらいの牛が競りに出るということであれば、肉質が悪くなるのは当然であります、安くてもいい、早く競りを開いてくれという畜産農家の思いが強いという気がするんですけど、このあたりの認識はどうですか。

**○児玉畜産課長** 今、委員の言われましたことを十分考慮した上で、午後の開設者等との会議に臨んでいきたいというふうに考えております。

**○榎藤委員** きょうもらった資料の全戸検査の実施、(2)のところに班編成と書いてあるんですが、班は何班ぐらいつくるわけですか。

**○岩崎家畜防疫対策監** 班数の具体的な状況はまだ把握していないんですけれども、1班で多いときに1日に20戸ぐらいは回りたいということで、今後検討していきたいと思います。7,700戸で、豚については直接、管理獣医師さんのほうで見ていただいて報告していただくということで、基本的には、肉用牛農家を中心に全戸全頭を目視検査を実施したいというふうに考えております。

**○榎藤委員** この1班で対応できるという理解でよろしいんですね。

**○岩崎家畜防疫対策監** 1班は獣医が1名と案内人が1名、2名で、1班で多いときには1日に20戸ぐらいを巡回したいということです。で

すから、班数としては相当な獣医の動員が必要になってきます。短期間で実施することにしていきますので、班数としては、この7,700のその日数で、1日当たりの1班の巡回の戸数を割って班数を出すという形で整理しています。

**○榎藤委員** 1班でこれができるんですか、それとも例えば10班でやるんですかということを知っているんです。おおむねでいいんですよ。

**○岩崎家畜防疫対策監** 非常に大ざっぱな数字でいきますと、例えば都城市で約20班から30班程度の班数で対応したいというふうに考えています。

**○高橋委員** 今の関連でお尋ねですけど、競りの開始の時期、隣県の鹿児島県の状況ですね、例えば曾於の家畜市場、この辺の状況を把握されていれば教えてください。

**○児玉畜産課長** 隣県の競りの状況でありますけれども、鹿児島県は島のほうから先にやっております、27日から本土のほうでやるということになってございます。それから、熊本がこの13日から15日にかけて実施しております。大分が11・12日というような形で実施しております。

**○高橋委員** 十分認識されているとは思いますが、鹿児島県はまだ開いていないのに宮崎がということにならんと私は思っていたものですから、一応確認のために。緒嶋委員がおっしゃったように、できるだけ早い時期をにらんで競り市が始まるようお願いしたいと思います。

**○十屋委員長** それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします。執行部の皆様はお疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時3分休憩

---

午後 1 時13分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。議案第 1 号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号については原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、先日御相談させていただきました委員会発議の意見書案についてであります。委員会発議として意見書案を提出することについては全会一致の決定が必要でありますので、お諮りをいたします。

口蹄疫からの復興支援等を国に求めることについて、委員会発議として意見書案を提出することについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、意見書案の内容について委員の皆様のお意見を伺いたいと思います。

ここで暫時休憩いたします。

午後 1 時14分休憩

---

午後 1 時22分再開

○十屋委員長 委員会を再開します。

お諮りいたします。意見書案の内容につきましては、先ほどから出ております簡易検査キットの件、財政的な国の全額負担を強く求める件、そしてなおかつ、間接的な被害農家に対しての十分な救済措置、この 3 点をつけ加えることで当委員会の発議とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 御異議ございませんので、その

ように決定をいたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。項目として特に御要望はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後 1 時23分休憩

---

午後 1 時26分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのようにいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 1 時26分休憩

---

午後 1 時29分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

次に、県外調査についてであります。県外調査につきましては、10月13日から15日にかけて、関西方面など口蹄疫に関する調査等について実施することといたしたいと思います。詳細については正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、具体的な行程等につきましては後日御連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

そのほか何かございませんでしょうか。

暫時休憩します。

午後 1 時29分休憩

---

午後 1 時35分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

そのほか何もありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 以上で委員会を終了いたします。

委員の皆様大変お疲れさまでした。

午後 1 時35分閉会